

吸収分割に関する事後開示書面

会社法第791条および第801条
ならびに会社法施行規則第189条に規定する事後開示事項

吸収分割承継会社 株式会社エナジー宇宙

吸収分割会社 日本瓦斯株式会社

2024年1月1日

吸収分割に関する事後開示事項

東京都渋谷区代々木四丁目3番8号
吸収分割承継会社 株式会社エナジー宇宙
代表取締役 吉田恵一

東京都渋谷区代々木四丁目3番8号
吸収分割会社 日本瓦斯株式会社
代表取締役 柏谷邦彦

吸収分割承継会社と吸収分割会社との間で締結した2023年4月27日付の吸収分割契約に基づき、吸収分割会社のガス導管のインフラ事業およびLPガスインフラ事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割に関して、会社法第791条および第801条ならびに会社法施行規則第189条の規定により事後開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年1月1日に効力を生じました。
2. 吸収分割会社における次に掲げる事項
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）
本件吸収分割は、会社法第784条の2但書に規定する場合に該当します。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
本件吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に規定する場合に該当します。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
新株予約権は発行しておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
2023年11月14日に官報および電子公告による公告を行いました。所定の期間内に異議を申出た債権者はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第3号イ）
吸収分割承継会社の株主は日本瓦斯株式会社のみであり、差止請求をした株主はありませんでした。

- (2) 会社法第797条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号ロ）
吸収分割承継会社の株主は日本瓦斯株式会社のみであり、株式買取請求をした株主はありませんでした。
- (3) 会社法第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号ロ）
2023年11月14日に官報および電子公告による公告を行いました。所定の期間内に異議を申出た債権者はありませんでした。
- 4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）
吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日に、吸収分割会社から吸収分割契約に定める権利義務を承継しました。
- 5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）
2024年1月1日から2週間以内に申請する予定です。
- 6. 前各項に掲げるもののほか吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
吸収分割承継会社は、2024年1月1日付で商号を東彩ガス株式会社から株式会社エナジー宇宙に変更し、本店を埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目14番1号から東京都渋谷区代々木四丁目31番8号に移転しました。

以上